

確認書類の種類（措規 3 の 18⑩（措規 3 の 19⑮、措規 19 の 7⑮の準用規定））

I 非居住者（恒久的施設を有する者）

確認書類の種類	名称（略称）
在留カード 特別永住者証明書	外
国税又は地方税の領収証書（注 2） 国税又は地方税の納税証明書（〃） 社会保険料の領収証書（〃）	領

II I 以外の非居住者（恒久的施設を有しない者）

確認書類の種類	名称（略称）
官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（注 1）	官
措規 3 の 18⑩に規定する委任状又は契約書の写し （証券会社にあつては、証券等の寄託及び常任代理人に関する契約書又は Power of Attorney）	契

III 外国法人（恒久的施設を有する外国法人）

確認書類の種類	名称（略称）
登記に係る登記事項証明書（注 1）	登
印鑑証明書（注 1）	印
国税又は地方税の領収証書（注 2） 国税又は地方税の納税証明書（〃） 社会保険料の領収証書（〃）	領

IV III 以外の外国法人（恒久的施設を有しない外国法人）

確認書類の種類	名称（略称）
官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（注 1）	官
措規 3 の 18⑩に規定する委任状又は契約書の写し （証券会社にあつては、証券等の寄託及び常任代理人に関する契約書又は Power of Attorney）	契

V その他

確認に関するみなし規定（措令 3⑱（措令 3 の 2⑳、措令 26 の 20㉔の準用規定））	名称（略称）				
<p>特定振替社債等に係る確認に関する措法 5 の 3⑨において準用する措法 5 の 2⑩の規定又は特定振替割引債に係る確認に関する措法 41 の 13⑫において準用する措法 5 の 2⑩の規定による確認書類 なお、特定振替社債等及び特定振替割引債については、上記の確認書類について、次の表の左欄に掲げる上記に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える。</p> <p>①特定振替社債等の場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>特定振替社債等</td> <td>振替国債等</td> </tr> </table> <p>②特定振替割引債の場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>特定振替割引債</td> <td>振替国債等</td> </tr> </table>	特定振替社債等	振替国債等	特定振替割引債	振替国債等	告
特定振替社債等	振替国債等				
特定振替割引債	振替国債等				

(注 1) 当該書類を提示する日前 6 月以内に作成・交付等されたものに限る。

(注 2) 領収日付又は発行年月日の記載があるもので、その日が提示日前 6 月以内のものに限る。